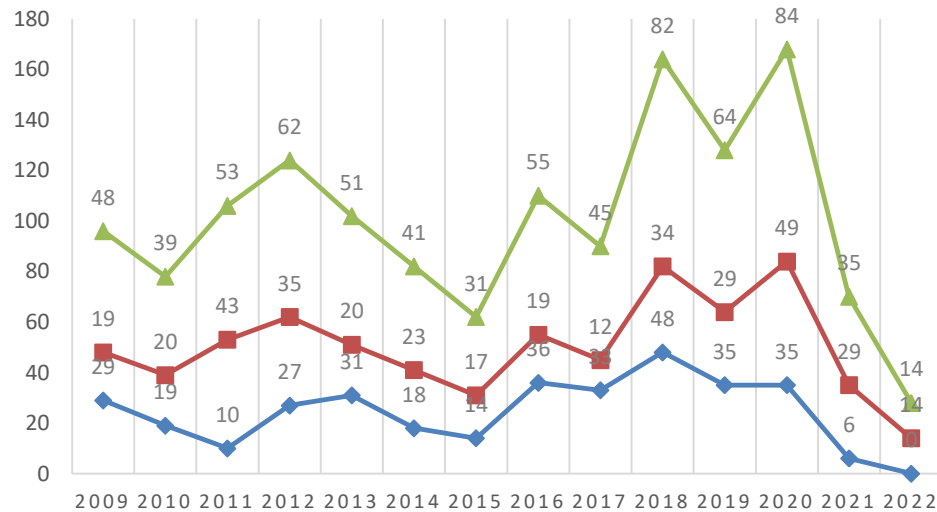


【概要】

- ◆ **2022年(年間)のギニア湾における海賊等事案は19件で、2021年(35件)から45%減少。**うち、乗り込み事案: 15件(前年比-12件)、ハイジャック: 2件(前年比+1)、未遂: 1件(前年比-3件)、銃撃: 1件(前年比-2件)。
- ◆ これまで事案発生件数が顕著であったナイジェリアは急減(下記グラフ参照)。
- ◆ 海賊行為は武装した複数名が実施。航行中か停泊中かを問わず、**船員の誘拐、船舶物資・備品や船員所持品の窃取**を働いている。ギニア湾での事案は減少傾向だが、1件で複数名が人質被害に遭う事案が発生(注1)。
- ◆ 我が国は、国際海事機関(IMO)が創設した「中・西部アフリカ海上安全信託基金」への資金拠出やUNDPやJICAによる研修等を通じた沿岸国の能力構築支援を実施。

ギニア湾における海賊事案等の発生件数の推移

◆ ナイジェリア ◆ ナイジェリア以外 ◆ ギニア湾合計



(出典: 国際海事局(IMB)2022年(年間)報告書)

ギニア湾における海賊・海上武装強盗事案発生の分布図



(出典: 国際海事局(IMB): Piracy & Armed Robbery Map 2022)

(注1) 1月: コートジボワール(南西59海里沖合)ハイジャック事案: 17名人質被害。11月: シエラレオネ(南西約28海里)ハイジャック事案: 12名人質被害

(注2) 海賊等事案には公海上で発生したもの(海賊)及び領水内で発生したもの(武装強盗)の双方を含む。

(注3) IMBは、分類上ギニア湾沿岸国をアンゴラ、ベナン、カメルーン、カーボベルデ、赤道ギニア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、リベリア、ナイジェリア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、トーゴの19か国としている。

●**安保理決議第2018号(2011年10月)**

ギニア湾で行われている海賊行為及び武装強盗を非難。アフリカ地域機関の加盟国に対して包括的戦略の策定と連携協力を促す。国連評価ミッションの派遣を歓迎。

●**安保理決議2039号(2012年2月)**

国連評価ミッション報告書を歓迎、沿岸国のパトロール能力を含めた、海賊及び海上武装強盗への対処、能力構築支援などを奨励。

●**安保理決議2634号(2022年5月)**

ギニア湾で行われている海賊行為及び武装強盗を強く非難。ギニア湾沿岸国に対して国際社会と連携し海賊行為及び武装強盗の一層の犯罪化と訴追を強く促す。国連事務総長報告を要請。

●**G7外相会合声明等**

2012年以降、議長声明や2015年及び2016年の海洋安全保障に関する単独の声明においてギニア湾に言及。

●**第8回アフリカ開発会議(TICAD VIII)「チュニス宣言」(2022年8月)**

「海賊、違法・無報告・無規制(IUU)漁業その他の海上犯罪を含む海洋安全保障に関連する地域的及び国際的な取組を促進……の重要性を強調する。」

ギニア湾諸国による取組

●**海賊、海上武装強盗及び海上不法行為の防止にかかる行動指針**

(**ヤウンデ行動指針**)

- 2013年6月、中部アフリカ諸国経済共同体(ECCAS)、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)、ギニア湾委員会(GGC)によるギニア湾海上安全保障に関する首脳会合(於:ヤウンデ)において、中・西部アフリカ22か国が署名。
- 国境を越える海上組織犯罪に関する情報共有・報告、これらの犯罪に従事している船舶の阻止、及び関係者の逮捕・処罰に向けて協力すること等を規定(法的拘束力なし)。
- 3機関間のMoUにおいて、地域の海上安保・安全保障戦略を実践するため地域間調整センター(ICC)を創設すること等に合意。

●**ECCAS、ECOWASの海洋安全保障戦略**

- ECCAS及びECOWASは、ゾーン分けした海域ごとに、海洋安全保障に関する活動の調整を目的とする多国間調整センター(CMC)を設置。
- ECCAS域内では中部アフリカ海洋安全保障調整センター(CRESMAC)が、ECOWAS域内では西部アフリカ海洋安全保障調整センター(CRESMAO)が、域内のCMCを統括。
- CRESMAC及びCRESMAOの活動を上記のICCが調整し、ECCAS、ECOWAS両地域の海洋安全保障に係る能力構築訓練の調整や情報共有等を担うことを想定。

●**違法な海上活動との闘いに関する新たな協力枠組み**

- 2021年7月14日、ICCとナイジェリア海事安全庁(NIMASA)の間で、ギニア湾における共通認識及び衝突回避に関する活動の促進を目的としたギニア湾海洋協力フォーラム(GOG-MCF/SHADE)が発足した。

●**沿岸国による合同パトロール**

- 沿岸国のガボン、カメルーン、赤道ギニア及びコンゴ共和国が合同パトロールを実施(海賊等事案発生時には、関係国が合同で即応部隊を派遣し、対処に当たる例もある。)

主要国による取組

【日本】

- 2014年3月、IMOの「中・西部アフリカ海上安全信託基金」へ100万ドルを拠出。
- 同信託基金により、中・西部アフリカ諸国海上保安当局に対する訓練などの能力構築支援を実施。
- アフリカPKO訓練センター支援の枠組みを通じ、ガーナ及びナイジェリアにおいて、周辺国の当局関係者の能力強化支援を実施。

【米国】

- 2011年から毎年1回ギニア湾沿岸国等と沿岸警備共同訓練(OBANGAME EXPRESS)を実施。

【英国】

- 海運会社と連携して、ギニア湾海上トレード情報共有センター(MTISC-GoG、現MDAT-GoG)を設立・運営。
- 英仏協力として、仏の情報センターとの間でも情報を共有。

【フランス】

- ギニア湾諸国に対し能力構築強化プログラムを実施。
- 1990年以来ギニア湾に海軍艦艇及び航空機を常時派遣。パトロールや海賊事案等におけるギニア湾諸国の作戦支援を実施。

【EU】

- 2013年以降、ギニア湾沿岸国の海上保安能力強化のため、ギニア湾重要海上航路プログラム(CRIMGO)を開始(現ギニア湾海上安全ネットワーク(GoGIN))。
- 2014年に「EUギニア湾戦略」、2015年に右戦略実施のための「ギニア湾行動計画2015-2020」を策定(2021年に同計画を更新し、「調整海洋プレゼンス構想(CMP)パイロットケース」を策定。)

【G7++ギニア湾フレンズ・グループ】

- 2013年、当時のG8議長国・英国により、ギニア湾における海上犯罪に対する各国・国際機関の取組の重複を防止し、協力を行うための調整メカニズムとして創設。
- G7、欧州諸国、国際機関、海運団体等が参加。ヤウンデ行動指針の実施等について議論。